

「第三者行為による傷病届」・「念書」の記入にあたって

○「第三者行為による傷病」って？

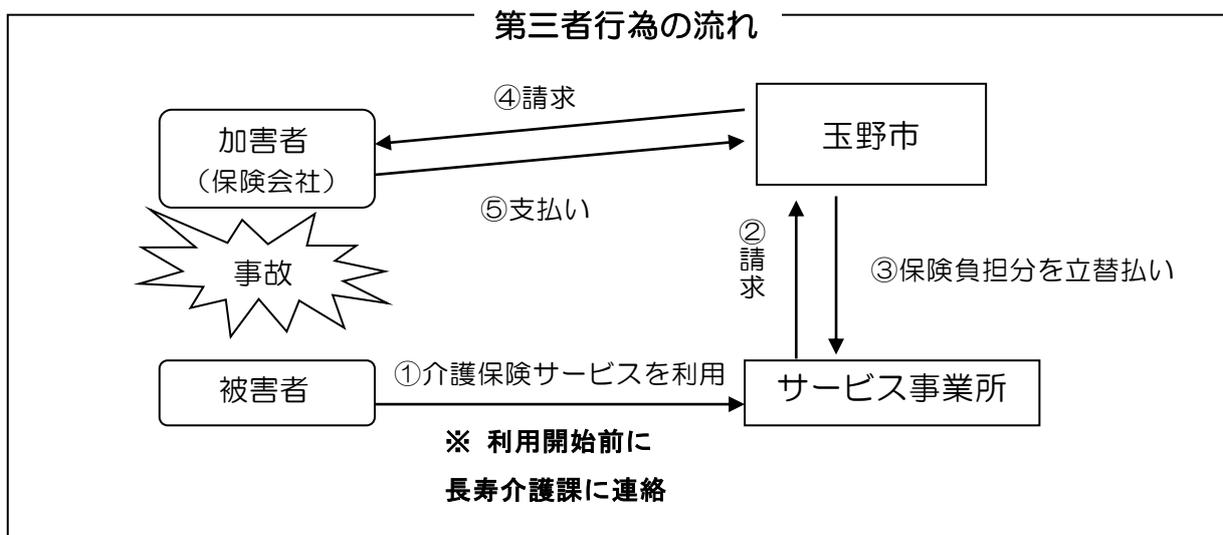
交通事故など第三者（本人以外の他人）の行為によって被ったけがや病気のこと。交通事故以外にも、けんかや他人の飼っている犬に咬まれた場合などが、第三者行為にあたります。

○なぜ届け出が必要なの？

交通事故など第三者行為によって負傷した場合、本来その治療費や介護費は、相手方が過失割合に応じて負担すべきものです。

第三者行為による負傷でも、介護保険を使って介護を受けることができますが、この場合、相手方が負担すべき介護費を保険者（玉野市）がいったん立て替えます。そして、後から立て替えた介護費を相手方に請求することになります。

保険者（玉野市）が相手方に請求するためには、相手が誰なのか、事故はどのような状況で起きたのかなどを詳しく知る必要があります。この届はそのために記入していただくものです。



○提出書類

- ・「第三者行為による傷病届」・「念書」
- ・「交通事故証明書」（交通事故の場合のみ。写しでも可）
- ・その他（示談が済んでいる場合は、示談書等の写し）

※「交通事故証明書」は、事故事実の確認及び自賠責保険（共済）への請求等に必要書類です。証明書は、自動車安全運転センターが発行（1通につき600円）していますので、センター事務所窓口で直接申し込むか、郵便振替による申込み（別途払込手数料が必要）で取得してください。郵便振替申込書は、警察署、交番、駐在所等に備えてあります。

※「交通事故証明書」は、ご契約の保険会社よりコピーをもらうことも可能です。

自動車安全運転センター岡山県事務所
岡山市北区御津中山444-3
岡山県運転免許センター1階
TEL (0867) 24-4360

○記入上の注意

必要な箇所にできるだけ詳しく記入又は口にチェックしてください。

①「保険者番号」及び「被保険者番号」の欄

介護保険被保険者証の保険者番号及び被保険者番号を記入してください。

②「傷病者」の欄

第三者行為によって負傷した被保険者について記入してください。

③「第三者」の欄

「相手方（運転手）氏名」：負傷させられた相手方について記入してください。

「雇用主（車の保有者）名称及び氏名」：相手方が業務上で事故を起こしている場合はその雇用主について、また、事故を起こした者と車の所有者が異なる場合はその所有者について記入してください。

④「負傷の状況」の欄

日時、場所などは交通事故証明書から転記すれば確実ですが、届け出に間に合わない場合は、記憶に基づきできるだけ正確に記入してください。

「負傷の原因」が交通事故以外の場合は、「その他」にチェックし、（ ）にどのような事故かお書きください。（例：他人の飼っている犬に咬まれ、転倒した。）

⑤「介護サービスの利用状況」の欄

サービスを受けた事業所名及び利用開始日を記入。また、住宅改修や福祉用具の購入等がある場合は、その内容及び領収日を記入してください。

⑥「第三者の自動車保険等」の欄

交通事故の場合：第三者加入の自賠責保険（共済）の「契約会社名」、「証明書番号」、「契約者氏名」、「契約者住所」を記入してください。交通事故証明書を取得していれば、それを基に記入を。また、第三者が任意保険（対人賠償保険）に加入しているか確認し、加入していれば「会社名」、「担当者名」、「連絡先電話番号」を記入してください。

交通事故以外の場合：第三者が任意に賠償責任保険に加入しているかを確認。加入し

ていれば「保険の名称」、「証券番号」、「会社名」、「担当者名」、「連絡先電話番号」を記入してください。

⑦「示談状況」の欄

届け出時点の示談の状況を記入します。示談が成立している場合は、示談年月日を記入し、示談書の写しを添付してください。

⑧「事故発生状況」の欄

交通事故の場合：事故発生に至った状況を、見取図を書いてできるだけ詳しく説明してください。また、事故時の天候、交通状況、道路状況等を記入（チェック）してください。

交通事故以外の場合：どのようにして負傷したかを、状況説明欄に具体的に記入してください。

○「念書」について

- ⑨ あなたが事故の治療に介護保険を使った（保険給付を受けた）場合は、本来相手方が負担すべき介護費を保険者（玉野市）が立替払いしているので、その立て替えた（保険給付した）額を限度に、保険者（玉野市）が相手方に請求し、受領することについて、異議がないことを確認するものです。

なお、本文では相手方を「加害者」と表記しています。一般的には過失割合の大きい方を加害者、小さい方を被害者と呼びますが、実務上、過失の大小にかかわらず相手方を加害者として取り扱っていますので、悪しからずご了承ください。

- ⑩ 個人情報保護法の施行に伴い、個人情報を取得するときにはその利用目的を通知又は公表すること、また、この個人情報を第三者へ提供する場合には本人の同意が必要となりました。

今回提出いただく「第三者行為による傷病届」・「念書」や「交通事故証明書」、また、保険給付に関する書類（認定調査書、主治医意見書、介護給付費明細書等）などのあなたの個人情報は、損害賠償金請求（立て替えた介護費の請求）及び損害調査（損害賠償金額算定にあたっての関係機関への照会、交渉等）にのみ利用・提供します。本文に具体的内容を記載していますので、よくお読みください。

なお、本文中「岡山県国民健康保険団体連合会」と記載があるのは、保険者（玉野市）がこの損害賠償請求事務を岡山県国民健康保険団体連合会に委託しているためです。（介護保険法第21条第3項に国民健康保険団体連合会に委託することができる」と規定されています。）

損害賠償金請求のためには、個人情報の提供は必要不可欠となりますので、ご理解のうえ同意をお願いします。

- ⑪ 示談に関して遵守していただく事項です。示談の内容によっては保険者（玉野市）が相手方に請求できなくなる場合がありますので、示談する場合は事前に保険者（玉野市）に相談してください。また、示談した場合は、示談書の写しを提出してください。
- ⑫ 「第三者行為による傷病届」の「傷病者」が署名・捺印してください。ただし、傷病者が意識不明や心神喪失などの場合は、親権者や後見人等の関係者が署名・捺印してください。

○提出・問合せ先

玉野市役所 長寿介護課 介護保険係
玉野市宇野1-27-1
電話：0863-32-5534